滝川市スポーツセンター 冬期指定種目

●第1体育館（11月～令和7年4月）

区分	午前 9時～12時	午後1 12時～15時	午後2 15時～18時	夜間 18時～21時
月	休館日			
火	自由	自由	ソフトテニス(中学生) 自由	バドミントン バレーボール
水	バドミントン 卓球・自由	バドミントン 卓球	ソフトテニス(中学生) 自由	バドミントン バスケット
木	自由	自由	自由	ソフトテニス(高・一般) 陸上
金	バドミントン 卓球・自由	バドミントン 卓球	自由	バドミントン バレーボール
土	ソフトテニス(小学生) ソフトテニス	ソフトテニス(中学生) 自由	ソフトテニス(高校生) 自由	ソフトテニス (一般)
日	自由	自由	テニス・自由	テニス

●第2体育館（11月～令和7年4月）

区分	午前 9時～12時	午後1 12時～15時	午後2 15時～18時	夜間 18時～21時
月	休館日			
火	バドミントン 自由	ソフトテニス (一般)	フットサル (小・中学生)	テニス
水	自由	自由	自由	バスケット 卓球
木	ソフトテニス (一般)	自由	フットサル (小・中学生)	フットサル
金	自由	自由	自由	バドミントン 卓球
土	フットサル (小・中学生)	自由	自由	自由
日	自由	自由	テニス	テニス

※専用利用（貸館）により、この指定種目表どおりには個人利用できない場合があります。詳しくは、各月に発行する利用予定表を協会ホームページまたは窓口で、ご確認ください。

問滝川市スポーツ協会TEL23―4617

たきかわスカイパークからのお知らせ

◆航空動態博物館の冬期開館日

11月16日(土)から4月初頭までの期間は平日のみの開館となります。土・日曜日、祝日および年末年始（12月26日(木)～令和7年1月8日(水)）は休館します。

◆グライダーのフライト終了

今年のフライトは11月9日(土)で終了します。

問たきかわスカイパークTEL24―3255

生活

ガス缶、スプレー缶ごみの出し方

燃やせないごみに特定品目のガス缶、スプレー缶が混入していたことにより、ごみ収集車の火災が発生しています。分別を誤ったごみの混入は、ごみ収集車の故障原因となるほか、修理に時間と費用を要し、ごみの収集が遅延するなど円滑なごみ処理ができなくなります。特定品目であるガス缶、スプレー缶をごみとして出す場合、次の点にご注意ください。

○使い切ってください。

○屋外の火の気のない安全な場所でガス抜きをしてください。

○燃やせないごみではありません。

○指定のごみ袋はありませんので、透明または半透明な袋に入れて、粗大ごみの日（各地区月1回）に出してください。

問くらし支援課TEL28―8013

「ねんきん月間」および「年金の日」

日本年金機構では、公的年金制度に対する理解を深めていただくために、毎年11月を「ねんきん月間」とし、11月30日を「年金の日」としています。

●年金に関するご相談

ご自身の年金記録や受給見込み額について相談を希望する方は砂川年金事務所（予約受付専用TEL0570―05―4890）に予約のうえ、ご相談ください。

※相談希望日の1か月前から前日まで受け付けます。また、相談の際は年金手帳をご用意ください。

●国民年金について学ぶための動画を視聴できます

日本年金機構ホームページ→年金の制度・手続き→「年金について学ぼう」に掲載しています。

問保険医療課TEL28―8016

女性の人権ホットライン強化週間

11月13日(水)から19日(火)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

「女性の人権ホットライン」は、女性を巡るさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。期間中は受付時間を延長して対応し、解決に導きます。

全国共通ナビダイヤル　TEL0570―070―810

強化週間中の受付時間　平日＝8時30分～19時、土・日曜日＝10時～17時

通常受付時間　8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

問札幌法務局滝川支局TEL23―2330

人権相談

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「自分の悩みは人権侵害かも」と思ったら、一人で悩まず、気軽に法務局までご相談ください。秘密は守ります。相談は無料です。

●さまざまな人権問題の電話による相談

みんなの人権110番　TEL0570―003―110

●いじめ・虐待などこどもの人権問題

こどもの人権110番　TEL0120―007―110

●LINEじんけん相談

公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録することで相談できます。

問くらし支援課TEL28―8012

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力防止について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

問くらし支援課TEL28―8012

人権・困りごと無料相談所

日時　12月10日(火)　13時～15時

場所　滝川市民交流プラザ

相談機関　滝川人権擁護委員協議会

相談内容　家庭内の問題、近隣間のもめ事、職場の人間関係など

申込期限　11月22日(金)

申込方法　滝川人権擁護委員協議会（TEL23―2330）まで、事前にお申し込みください（相談無料、秘密厳守）。

※札幌法務局滝川支局で通年相談窓口を開設しています。

問くらし支援課TEL28―8012

犬の飼い方のルールとマナーについて

飼い主は、正しい犬の飼い方を守り、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。

○犬の放し飼いは、やめましょう

放し飼いをしないことは、飼い主の基本ルールです。

犬の放し飼いは、「滝川市畜犬取締り及び野犬掃討条例」により禁止されています。

敷地外に放たれないよう対策するのはもちろんのこと、道路や公園、河川敷などで散歩させるときは、必ずリードを使用して他人の迷惑にならないようにする必要があります。

自分の犬は、「人に危害を加えない」、「逃げない」というのは理由になりません。放れた犬は野犬とみなし、捕獲されることがあります。

○犬のふんは、持ち帰りましょう

散歩時に犬のふんを持ち帰ることは、飼い主として最低限のマナーです。

○飼育場所を清潔にしましょう

近所に不快感を与えないように、また犬の健康のため、飼育場所は、常に清潔にしましょう。

○犬に無駄吠えをさせないようにしましょう

犬の無駄吠えは、近所迷惑となります。吠える原因となるものを除き、愛情をもって根気よくしつけることが大切です。

問くらし支援課TEL28―8013

自転車駐輪場の冬期閉鎖

市内7か所の自転車駐輪場は、冬期間閉鎖しますので、自転車は閉鎖日までにお引き取りください。なお、期日までに引き取られなかった自転車は、放置物件として処理しますのでご注意ください。

閉鎖箇所　駅前広場駐輪場、滝川市自転車駐車場（旧中央バス滝川ターミナル横）、JR駐車場横駐輪場、大町3丁目1番駐輪場、大町4丁目1番駐輪場、江部乙中央通駐輪場、市役所敷地内駐輪場

閉鎖日　11月29日(金)

問くらし支援課TEL28―8012

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は、社会全体で関わり解決していくべき問題です。少しでも虐待の可能性を感じたら、迷わずお電話ください。あなたの通告で救われる命があります。

●子どものサイン

○いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする

○不自然な傷や打撲の痕がある

○衣類や体がいつも汚れている

○表情が乏しい、活気がない

○夜遅くまで一人で遊んでいる

●保護者のサイン

○地域などと交流が少なく孤立している

○小さい子どもを家においたまま外出している

○子どもの養育に関して拒否的、無関心である

○子どものけがについて不自然な説明をする

当てはまることがあれば、まずは「189」（いちはやく）へお電話ください。間違いでも、大丈夫です。

通報先　こども家庭相談室、岩見沢児童相談所（TEL0126―22―1119）、児童相談所虐待対応ダイヤル（TEL189）、緊急の場合は滝川警察署（TEL24―0110）親子のための相談LINEは二次元コードから⇓

問こども家庭相談室TEL23―5217

家屋の新築・増築・改築および取り壊しの届け出について

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在、市内の土地や建物を所有している方に対して課税されます。

法務局に登記されていない家屋を今年中に新築・増築・改築または取り壊しをしたときは税務課に届け出が必要です。

▼家屋を新築・増築・改築したとき（車庫・物置なども含む）

翌年度より課税となりますので税額を算出するために評価します。

届け出がない場合は、さかのぼって課税されることがあります。

▼家屋を取り壊したとき（車庫・物置なども含む）

翌年度の課税から除くために現地確認をします。

届け出がない場合は、翌年度も引き続き課税されることがありますのでご注意ください。

※詳しくはお問い合わせください。

問税務課TEL28―8020

法務局「無料出張相談会」を開催します

4月1日から、相続により不動産を取得したことを知ってから3年以内に相続登記を申請することが義務化されました。

土地・建物の相続登記・自筆証書遺言・公正証書遺言について、法務局職員および公証人が相談を受けます。お気軽にご相談ください。相談は無料です。

日時　11月19日(火)　9時30分～15時30分（12時～13時休み）

場所　市役所3階　301会議室

申込方法　開催日前日までに窓口または電話でお申し込みください。

問くらし支援課TEL28―8012

「犯罪被害者週間」について

11月25日(月)から12月1日(日)は、「犯罪被害者週間」です。

また、11月25日(月)は、「北海道犯罪被害を考える日」です。

自分自身が犯罪被害に遭う、自分の大切な人が犯罪被害に遭う、あなたは、そのようなことを考えたことがありますか。

犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた支援の必要性について考え、社会全体で犯罪被害者等を支えていくことができる支援の輪を広げていきましょう。

問滝川警察署TEL24―0110